

説 明 資 料

(情報開示のあり方)

目 次

1 . 情報開示のあり方.....	2 ~ 5
(1) 情報開示の必要性.....	2
(2) 情報開示の事項と相手方.....	3 ~ 4
(3) 情報開示の方法.....	5

・ 3 . 情報開示のあり方

(1) 情報開示の必要性

公益性を有する非営利法人について、いわゆる社会監視の考え方等により情報開示を求める必要性をどのように考えるか。

(参照資料 P . 2 ~ 5)

【留意点】

- ・ 現行公益法人制度の下での主務官庁による指導監督を離れ、法人の適正な活動を図る方策として、公益性を有する非営利法人について、社員や債権者といった利害関係者にとどまらず、広く国民一般に対する情報開示を求め、社会全体によりその活動を監視することにより、その法人の公益性に相応しい規律を前提にした自律・自浄機能の適切な発揮を促すとの考え方。その際、プライバシーの保護にも留意する必要。
- ・ 公益的な活動を行う法人については、不特定多数者から寄附や労務の提供を受けていること等から、活動内容を広く国民に対し説明する責任があるのではないかと指摘。
- ・ 公益性を有する非営利法人については、その活動内容を自主的に開示し、分かりやすく説明することにより、広くその活動への理解と協力等を通じて、寄附や労務の提供等を期待できることから、当該法人にとっても積極的な情報開示を行うインセンティブがあるのではないかと指摘。
- ・ いずれにせよ、公益性を有する非営利法人の活動内容の透明性が高まることにより、そうした活動に対する国民の理解が深まり、その活動への協力等を通じて、民間非営利部門による公益的活動の一層の発展が期待されるのではないかと。
- ・ 情報開示のあり方や具体的な取扱いについて、法人の規模等により差を設けることが適当か。

(2) 情報開示の事項と相手方

新たな非営利法人制度により情報開示が行われる事項や現行の「指導監督基準」に定められている開示事項に加え、公益性を有する非営利法人については、どのような事項を情報開示すべきか。

情報開示事項についての検討を踏まえ、情報開示の相手方の範囲・取扱いについてどのように考えるか。

(参照資料 P . 2 ~ 5)

【留意点】

- ・ 新たな非営利法人制度では、計算書類、定款等の社員及び債権者への開示が検討されており、これを踏まえて、公益性を有する非営利法人に係る情報開示の事項と相手方について検討。
- ・ 「指導監督基準」、中間法人法、特定非営利活動促進法等により情報開示事項について差があるが、公益性を有する非営利法人については、いわゆる社会監視の考え方等を踏まえ、可能な限り情報を開示することが適切ではないか。
- ・ 役員名簿、社員名簿等の開示については、情報開示の目的とプライバシー保護とのバランスをどのように確保すべきか。「指導監督基準」等やNPO法においては役員・社員の氏名・住所の開示を定めるほか、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せにおいては国家公務員出身役員の最終官職について、NPO法においては役員の報酬の有無について、それぞれ公開を定めているが、公益性を有する非営利法人については、どのように考えるか。
- ・ ガバナンスを担保する仕組みとして「情報開示を通じた社会監視に期待することが適切」なものについて、ガバナンスの実態が国民に分かりやすくなるように開示すべきではないか。
- ・ 社会福祉法等では、事業報告書、貸借対照表その他の情報開示事項について「正当な理由」等による開示拒否が認められているが、公益性を有する非営利法人についても情報開示を制限すべき事項はあるか。その理由として、どのようなものが考えられるか。

- ・ 「指導監督基準」では情報開示の相手方を限定していないが、寄付をした者・公益性を有する法人が提供するサービスを受ける者・その他国民一般とで、情報開示の取扱いに差を設ける必要はあるか。例えば、役員・社員の住所の開示の相手方は社員その他の利害関係人に限るといような取扱いは必要か。

(3) 情報開示の方法

閲覧のほか、謄写、インターネット上での公開等を義務付けることについて、どのように考えるか。

(参照資料 P . 2 ~ 5)

【留意点】

- 新たな非営利法人制度では、情報開示の方法として、閲覧又は謄写の請求、公告、インターネット上での公開が検討されており、これを踏まえて、公益性を有する非営利法人に係る情報開示の方法について検討。
- 公益法人の「指導監督基準」においては閲覧のみを定めているが、情報開示を実効あるものにするために、閲覧のみならず謄写も義務付ける必要はあるか。また、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」においてはインターネットにより情報開示するよう要請することとしているが、公益性を有する非営利法人に対し、原則としてインターネット上での公開を義務付ける必要があるか。正当な理由等により情報開示の拒否が認められる場合には、インターネット上での公開には馴染まないのではないか。
- インターネット上での公開は、サイトの開設、更新その他の管理に要する費用等の面で、小規模の法人には過度な負担となるというおそれもあるが、このような法人等についても、インターネット上での公開を義務付けるべきか。
- 「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」においては、国から委託、推薦等を受けている公益法人について、業務・財務に関する資料を所管省庁によりインターネット上で公開することとしているが、このことをどのように評価するか。公益性を有する法人間で活動の実態・実績を比較しやすくする観点から、公益性を有する非営利法人に対し、情報開示する事項を公益性の判断主体等に提出させてデータベース化し、当該判断主体等によりインターネット等で公開する方法について、どのように考えるか。
- この他に情報開示について検討すべき事項があるか。